

呉市告示第345号

令和9年度及び令和10年度において呉市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加し、契約の相手方となる者に必要な資格（以下「入札参加等資格」という。）及びその資格審査の申請手続等について、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第3条第4項（同規則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月5日

呉市長 新原 芳明

1 用語の意義

この告示における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 市内業者とは、建設業許可に係る主たる営業所を呉市内に有する者をいう。
- (2) 準市内業者とは、建設業許可に係る従たる営業所を呉市内に有し、当該従たる営業所に契約締結権限等を委任している者をいう。
- (3) 市外業者とは、市内業者及び準市内業者以外の者をいう。

2 入札参加等資格

別表第1左欄に掲げる入札参加資格の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査し、発注の標準とする予定金額に対応させて定める。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

- ア 呉市及び呉市上下水道局が発注し、完成検査した建設工事の工事成績評定
- イ 呉市の指名停止等の措置状況
- ウ 環境マネジメントシステムについてISO14005準拠の制度における合格判定の有無
- エ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況
- オ 障害者雇用の状況
- カ 呉市建設業危機管理対策協議会への加入状況
- キ 消防団協力事業所の認定の有無
- ク 地域環境維持向上活動の状況
- ケ 建設業労働災害防止協会への加入状況
- コ 協力雇用主登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無
- サ その他市長が必要と認める事項

3 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加等資格の審査に係る申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 呉市に納付すべき税金並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (3) 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (4) 入札参加等資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
- (5) 入札参加等資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、総合評定値通知書の完成工事高の実績を有していない者
- (6) 経営事項審査の申請又は入札参加等資格の審査に係る申請において、虚偽の申請を行った者（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由として建設業法に基づく処分又は呉市の入札参加等資格の取消しをされた者で、入札参加等資格審査の申請日において当該処分又は取消しの日から24か月を経過している者を除く。）又は重要な事項について記載（添付）しなかった者
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

4 資格審査申請の手続

入札参加等資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子申請（広島県及び県内市町（広島市を除く。）が共同して運用する電子入札等システムによって、インターネットを利用した申請）又は窓口申請を行うものとする。

市内業者・準市内業者は、電子申請又は窓口申請のどちらか一つの方法に限るものとし、市外業者は、市長が特に認めた場合を除き電子申請によるものとする。

(1) 電子申請

ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち窓口申請を行わない者、市外業者

イ 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、広島県に提出すべき添付書類（広島県告示第969号を参照。）については広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号）（以下「広島県建設産業課」という。）へ、別表第2に掲げる資格審査申請書類等については呉市財務部契約課（呉市中央4丁目1番6号）（以下「呉市契約課」という。）へ持参又は郵送により提出するものとする。

ウ 申請期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）までに電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和8年11月27日（金）までに別に提出すべき添付書類等を広島県建設産業課及び呉市契約課へ持参又は郵送により到達させなければならない（期日までに記録又は書面が到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

(2) 窓口申請

ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち電子申請を行わない者

イ 申請方法

別表第2に掲げる資格審査申請書類等を呉市契約課へ持参又は郵送により申請を行うものとする。

ウ 申請期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月27日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

なお、申請期間経過後は、市長が特に必要とする場合を除き受理しない。

5 入札参加等資格認定の通知

入札参加等資格の認定をしたときは、令和9・10年度の建設工事入札参加等有資格者名簿に登載し、申請者に通知する。なお、認定をしなかったときもその旨を申請者に通知する。

6 入札参加等資格の取消し

入札参加等資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加等資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加等資格の取消しを行う。

入札参加等資格の取消しを受けた者は、令和9年度及び令和10年度において再び入札参加等資格の申請をすることができない。また、令和11年度以降についても、その取消の日から24か月を経過する日までは、入札参加等資格の申請をすること及び入札参加等資格の認定を受けることができない。

7 入札参加等資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加等資格は、その認定の日から令和11年3月31日まで有効とする。ただし、令和11年4月1日以降においても令和11年度の入札参加等資格の認定が行われていないときは、令和11年度の入札参加等資格が認定される日まで有効とする。

8 入札参加等資格認定後の等級の取り扱い

入札参加等資格の認定により決定した等級は、その有効期間中、原則として等級の変更を行わない。

9 申請書等の記載事項の変更

申請後において申請書等の記載事項（商号又は名称、代表者、所在地等）に変更を生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書類等を提出すること（客観的審査事項及び主観的審査事項については、この限りでない。）。

ただし、呉市内へ本店又は営業所等を開設する場合は、別に告示する追加申請の時期にのみ受け付けるものとする。

10 その他の事項

(1) 追加申請の時期、手続等については、別に告示する。

(2) 今回の申請で登録を希望しなかった別表第1左欄に掲げる入札参加資格について、資格認

定後に追加で登録を希望（業種の追加）する場合は、別に告示する追加申請の時期にのみ受け付けるものとする。

(3) この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

番号	資格審査申請書類等	呉市独自 様式番号	市内業者・ 準市内業者	市外業者
1	建設工事入札参加等資格審査申請書	工事様式 1	○	○
2	希望業種登録申請書	工事様式 2	○	○
3	使用印鑑届	工事様式 3	○	○
4	納税に関する誓約書	工事様式 4-1	○	○
5	暴力団等を排除する措置及び社会保険等の加入に関する誓約書	工事様式 4-2	○	○
6	委任状	工事様式 5	△	△
7	営業所等所在調書（建設工事）	工事様式 6-1・6-2	○	—
8	主観的事項の状況	工事様式 7	○	—
9	I S O 1 4 0 0 5 準拠の制度における合格証の写し	—	△	—
10	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録等の写し	—	△	—
11	障害者雇用状況報告書等の写し	—	△	—
12	呉市建設業危機管理対策協議会会員証明書の写し	—	△	—
13	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	—	△	—
14	地域環境維持向上活動の活動実績報告書の写し （令和7年度の活動実績が証明できるもので、提出先の受付印があるもの）	—	△	—
15	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	—	△	—
16	協力雇用主登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	—	△	—
17	誓約書（個人事業者用）	工事様式 8	○ （個人事業者）	○ （個人事業者）
18	代表者の身分証明書の写し	—	○ （個人事業者）	○ （個人事業者）
19	登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	—	○ （法人事業者）	○ （法人事業者）
20	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号） 別紙第9号書式による納税証明書の写し（消費税及び地方消費税に係るもの）※電子申請を行う場合は提出不要	—	○	—

21	印鑑証明書の写し	—	○	○
22	建設業許可証明書又は通知書の写し（申請時において有効であるもの）	—	○	○
23	営業所一覧表（建設業許可申請書の別紙二）の写し	—	△	△
24	経営事項審査の結果通知書・総合評定値通知書の写し（有効かつ最新のもの）	—	○	○
25	技術職員名簿（経営事項審査の申請書別紙二）の写し ※市内業者のみ提出が必要	—	○	—
26	送信完了兼受付票の写し ※窓口申請を行う場合は提出不要	—	○	○
27	受付票（建設工事） ※窓口申請を行う場合は提出が必要。電子申請の場合は、受付完了を確認したい場合のみ提出が必要	工事様式 9	○	△
28	受付票送付用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの） ※受付完了を確認したい場合に番号29と共に提出のこと。	—	△	△
29	資格認定通知送付用封筒 （宛先を記入し、切手を貼付したもの）	—	○	○

注1 ○印は、必ず提出すること。△印は、該当する場合に提出すること。

- 番号 12, 13, 15, 16, 18, 19, 20, 21 の証明書の写しについては、申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出すること。
- 令和9年度当初に登録する呉市の技術者名簿（市内業者）は、番号25により提出された技術職員名簿（経審別紙二）の写しに記載されている技術者及びその資格を登録する。
- 電子申請時に係る広島県建設産業課への提出書類については、広島県告示第969号を確認の上、提出すること。なお、必要な添付書類が期日までに到達しない場合は申請全体を無効とし、かつ書面での申請はできないものとする。

（参考）※ 電子申請については、広島県ホームページを参照のこと。

「広島県の調達情報」 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>